

第六代 宮古島市長へ就任

嘉数 登市長



市民が真ん中の 豊かで明るい宮古島市へ向けて

この度、宮古島市長選挙において、市民の皆さまからの付託を受け、令和七年一月二十五日に第六代宮古島市長に就任いたしました嘉数登です。

今、改めてその職責の重大さを痛感するとともに、市民の皆さまからお寄せ頂きました期待と信頼にお応えすべく、新たな決意と強い使命感をもって職責を全うする覚悟でございます。

宮古島市が置かれた現状は、少子高齢化、住居不足、人手不足及び持続可能な観光振興と市民生活の調和など様々な課題を抱え、決して楽観視できるものではありません。

しかしながら、宮古島市は、地域経済を牽引しリーディング産業にまで成長した観光リゾート産業をはじめ、島の経済を支え続けている農畜水産業、雇用と市民生活を支える中小企業群の存在など、今後、更に発展していくポテンシャルを十分に備えているものと考えております。

宮古島市の未来を、より豊かで明るいものとするため、

少子高齢化、住居不足及び人手不足対策に加え、保育・介護・医療の充実、地下水保全等の課題解決をより確実に進めることで「誰もが安心・安全に暮らせる島」

島の未来を創る子供たちが、経済的理由等で教育や進学といった将来を制限されることのない「教育機会に恵まれた人づくりの島」

観光リゾート産業と農畜水産業など関連産業が連携し経済の好循環を生み出す「持続可能な島」

これらの実現に主眼を置き、宮古島市のこれまでの取り組みを更に加速させて参ります。

こうした取り組みにより、市民の皆さまが、「ここで、住み・働き・子育てがしたい」、「ここを誇りに思う」、「島を出てまた戻ってきたい」と実感できる街づくりを目指していきたいと考えております。

私は、昨年の十月末までの約一年半、副市長として、ふるさと宮古島市の更なる発展に向けてという思いで市政運営に携わってききましたが、これからは市長としてこの島を守り育てるため、「市民が真ん中」、「すべては市民のために」という思いで、信頼、情熱、行動力を持って市政に取り組んでまいり所存でございますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宮古島市長 嘉数登

豊かで明るい宮古島市を創る 市長の責務と9つの公約



市民の「命」と「暮らし」を守る

島の経済を支える
農畜水産業の稼ぐ力を強化

持続可能な観光振興と
市民生活への還元・調和

地域経済をリードする
産業の成長と市民所得向上

未来を創る教育・子どもの
貧困対策

地域で受け入れる
障がい者福祉の充実

生活や産業の基盤となる
環境保全の強化

新しい時代に対応する
行財政改革

直面する重要課題への
責任ある対応



- 新市長プロフィール -



かかず のぼる
嘉数 登 市長

昭和 38 年 8 月 28 日生 (61 歳)

【学歴】

- ・城辺町立西城小学校卒業
- ・平良市立平良中学校卒業
- ・沖縄県立宮古高等学校卒業
- ・日本福祉大学社会福祉学部
社会福祉学科卒業

【職歴】

- ・平成元年 沖縄県事務吏員採用
(沖縄実務学園)
- ・平成 6 年 宮古支庁総務課
- ・令和元年 商工労働部長
- ・令和 4 年 知事公室長
- ・令和 5 年 沖縄県庁退職
- ・令和 5 年 第 6 代宮古島市副市長就任
- ・令和 7 年 1 月 25 日
第 6 代宮古島市市長就任

- 市長の業務風景 -



▲ニチオキ比屋根氏から鉛筆の贈呈



▲就任当日、取材を受ける市長



▲宮古島ドリームメンバーの来訪



▲平良港保安対策総合訓練



▲人権の花 開花式

国民年金保険料の「特例免除」について

退職（失業等）により国民年金保険料の納付が困難な方は『特例免除』を申請できます！

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間 ・過去期間：申請書が受理された月から2年1ヶ月前まで（すでに保険料が納付済の月を除く） ・将来期間：翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）まで

【お手続きについて】

- ①「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を記入。
 - ②申請書を提出（次のいずれかに提出してください。郵送でも可能。）
 - ・市役所の窓口または平良年金事務所
 - ※退職（失業等）による申請の際は、次の書類を添付してください。
 - ◎失業した事実が確認できる証明書類の写し
 - 雇用保険受給資格者証 雇用保険受給資格通知 雇用保険被保険者離職票
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など
- なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。

問 平良年金事務所 国民年金課 ☎ 72-3650（自動音声②-②）
市役所市民課年金係 ☎ 72-3751（代）

宮古島市地産地消振興センター 長期チャレンジスペース入居者募集

宮古島市では、食の地産地消と6次産業化を推進するとともに、地域経済の活性化と所得向上を図る施設として、宮古島市地産地消振興センター（旧宮古島市役所上野庁舎）の入居者募集を行います。
当センターは、市産農林水産物の加工・製造業や地産食材を活用した飲食業、食の地産地消の推進に関わる事業の起業や新規事業展開、既存事業拡大に取り組む事業者の入居が可能で、入居者に対しては、事業安定化を目指し、専門家による伴走支援を行います。

1. 入居対象者

本市で事業（※）を営んでいる（営む予定がある）個人や事業者で、以下の①～⑦をの要件を全て満たしている者
※市産農林水産物の加工・製造業、地産食材を活用した飲食業、食の地産地消の推進に関わる事業

- ①本市の農林水産業の活性化につながる取り組みである（取扱商品やメニューに宮古島市産の農林水産物や加工品を利用している、など）
- ②伴走支援を行うため、専門家及びセンター管理者に事業関連情報の開示ができる
- ③センターでの催事や情報発信に協力ができる
- ④センター退去後も、本市で事業を継続する意思がある
- ⑤センター退去後も、事業安定化のための定期的な面談等に応じることができる
- ⑥個人にあっては本市に住所を有し居住している
法人又は団体にあっては本市に主たる事業所を置いている
- ⑦本市の公的義務（市税等の納付）を果たしている

2. 募集区画

長期チャレンジスペース（事業拡大を目的とした長期入居型のスペース）3室
区画：B-2、E、F
入居開始：令和7年8月頃予定（工事の進捗により遅延する場合有り）

3. 募集内容の詳細および応募書類

産業振興課（宮古島市役所2階）窓口又は宮古島市HPからダウンロードしてください。

4. 募集受付期間

令和7年2月12日（水）～令和7年3月14日（金）まで
※産業振興課（宮古島市役所2階）窓口へ提出してください。
一次審査（書類審査）：令和7年3月中旬予定
二次審査（面接審査）：令和7年3月下旬予定

問 産業振興課 ☎ 73-1919

5 宮古島市の市外局番は（0980）です。

令和7年度 国民健康保険資格確認書一斉交付のお知らせ

現在使用している令和6年度国民健康保険被保険者証（資格確認書含む）は、令和7年3月31日で有効期限が満了となります。
一斉交付の対象者でマイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ（普通郵便）』、マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書（簡易書留）』をそれぞれ3月中に郵送します。

滞納が続くとどうなる？ ➡ 特別療養費の支給となり、医療機関の窓口で10割自己負担となります！
未納がある方は、急ぎ国保窓口までご相談ください。

わたしたちが納める保険税は国保の大切な財源です。

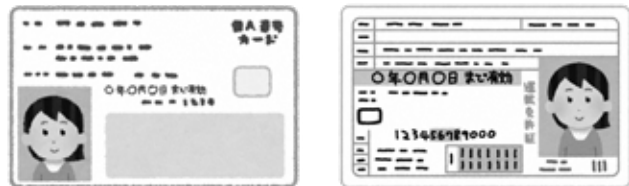
保険税は納期内にきちんと納め、国保が健全に運営できるようにご協力お願いいたします。

国保への加入・脱退等の際には14日以内に届出を！

届出を行わなかった場合は、「宮古島市が負担した医療費の返納が発生」したり、「保険税が二重課税になってしまう」ことがあります。早めの届出をお願いします！

届出に必要な書類

- マイナンバー（世帯主と対象者）
- 窓口に来る方の本人確認書類（顔写真付き）
※外国籍の方…在留カードとパスポートも必要です。
※別世帯の方が届出を行う場合…委任状が必要です。
- 下記の■必要書類



▶国保に加入するとき ■必要書類

宮古島市に転入した	上記書類のみ
職場の健康保険をやめた扶養からはずれた	健康保険の資格喪失証明書
子どもが生まれた	上記書類のみ ※出産育児一時金の申請には別途必要書類があります。
生活保護を受給しなくなった	生活保護廃止証明書

▶国保を脱退するとき ■必要書類

宮古島市を転出する	国保の資格確認書
職場の健康保険に加入した扶養となった	国保の資格確認書 職場の健康保険の資格確認書 ※加入した家族全員分
ご家族の方が亡くなった	国保の資格確認書（本人・ご家族全員分） ※葬祭費の申請には別途必要書類があります。
生活保護を受給している	国保の資格確認書 生活保護受給証明書

▶修学特例 学生で転出する（した）方 ※3月より受付を開始いたします。

■必要書類

進学のため宮古島市を転出する	国保の資格確認書・入学許可書もしくは合格通知書、入学金の領収書の写し ※市民課にて転出の手続きを行った後にお手続きしてください。
修学特例適用中で引き続き学生	国保の資格確認書・在学証明書もしくは学生証の写し
修学特例適用中で令和7年3月に卒業する	国保の資格確認書・卒業証明書もしくは卒業証書の写し ※令和7年3月で他の健康保険に加入した場合は、加入した健康保険の資格確認書の写しも必要です。

▶その他

■必要書類

転居（住所変更）・氏名・世帯主が変わった等	国保の資格確認書
-----------------------	----------

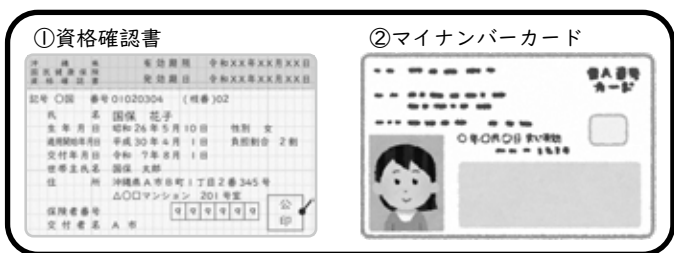
問 国民健康保険課 ☎ 73-1973

40歳～74歳までの国保加入者の皆様へ

特定健診受診券が変わります!!（令和7年3月末に一斉送付します。）

●健診を受ける時に必要なもの

①か②のいずれか



特定健診受診券



令和7年度は
うぐいす色（薄緑）です。

問 健康増進課
ヘルスサポート係
☎ 72-4704